



平成 19 年 2 月 23 日

各 位

会社名 富士変速機株式会社
代表者名 取締役社長 中島 寿和
(コード番号 6295 名証第2部)
問合せ先 取締役管理部長 堀居 克次
(TEL. 058-271-6521)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 19 年 2 月 14 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」について、一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

訂正箇所 (訂正箇所は網掛けで表示しております)

- 1. 変更の理由
(1) の 4 行目

訂正前 (変更案第 5 条 (公告の方法)) 訂正後 (変更案第 5 条 (公告方法))

- 定款変更案第 34 条 (監査役会の決議方法)

訂正前

現行定款	定款変更案
(監査役会の決議) 第 28 条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数でこれを行う。	(監査役会の決議方法) 第 34 条 監査役の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

訂正後

現行定款	定款変更案
(監査役会の決議) 第 28 条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数でこれを行う。	(監査役会の決議方法) 第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

このほか、定款の新旧対照表において、変更箇所に下線を付しておりましたが、一部誤りがありましたので、別紙のとおり、訂正後の「定款の一部変更に関するお知らせ」を開示いたします。

なお、字句の訂正は上記以外にございません。

以 上



平成 19 年 2 月 23 日

各 位

会社名 富士変速機株式会社
代表者名 取締役社長 中島 寿和
(コード番号 6295 名証第2部)
問合せ先 取締役管理部長 堀居 克次
(TEL. 058-271-6521)

(訂正) 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 14 日開催の取締役会において、平成 19 年 3 月 23 日開催予定の第 43 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 公告の方法について、周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、電子公告制度を採用することとし、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるため、規定の変更を行うものであります。

(変更案第 5 条 (公告方法))

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

① 会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容について、規定の新設または変更を行うものであります。

(変更案第 4 条 (機関)、変更案第 7 条 (株券の発行)、変更案第 12 条 (株主名簿管理人))

② 単元未満株式について、行使することができる権利を定めるため、規定の新設を行うものであります。(変更案第 10 条 (単元未満株式についての権利))

③ 定款に定めを設けることにより、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき情報を法務省令に従ってインターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが可能となったことから、株主の皆様の利便性を高めるため、規定の新設を行うものであります。

(変更案第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供))

④ 株主総会における議決権の代理行使について、代理人の人数を定めるため、規定の変更を行うものであります。(変更案第19条(議決権の代理行使))

⑤ 会計監査人に関する事項を定めるため、第6章に「会計監査人」の章の新設を行うものであります。

(変更案第38条(選任方法)、変更案第39条(任期)、変更案第40条(報酬等))

(3) このほか、会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、全般にわたる構成の整理、一部字句の修正、条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月23日(金)

定款変更の効力発生日 平成19年3月23日(金)

3. 変更の内容

現行定款と変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	定款変更案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は富士変速機株式会社と称する。 英文ではFUJI HENSOKUKI CO., LTD. と表示する。 (目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 変速機、減速機の製造ならびに販売。 2. 各種駐車場装置の製造ならびに販売。 3. 各種工作機械、工業用機械およびその部品の製造ならびに販売。 4. 民生用機械器具、その他産業用機器装置の製造ならびに販売。 5. 各種建築材料の製造および販売ならびに建築物の設計施工。 6. 前各号に付帯する一切の業務。 (本店の所在地) 第3条 当社は本店を岐阜市に置く。	第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、 <u>富士</u> 変速機株式会社と称する。 英文ではFUJI HENSOKUKI CO., LTD. と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、 <u>次</u> の事業を営むことを目的とする。 1～6。 (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は、 <u>本店</u> を岐阜市に置く。

現行定款	定款変更案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は4,400万株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>②当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、商法211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告の方法とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4,400万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(单元未満株式の買増)</p> <p>第8条 当社の单元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、株式取扱規程に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて<u>1单元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>②名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する。</u></p> <p>③当社の株主名簿および<u>実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）</u>ならびに<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、单元未満株式の買取および買増、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 <u>株券の種類および株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再発行、株券喪失登録の手續、单元未満株式の買取および買増、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する取扱ならびに手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;">(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の单元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求する権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて<u>单元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱および手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 <u>当社は毎年12月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>②本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(総会の招集時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎年1月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(総会の招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>②商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。</p>	<p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は<u>代理権を証する書面を総会毎に当会社へ提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員および選任方法)</p> <p>第17条 当会社の取締役は12名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任の決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>③取締役の選任については、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>②補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第19条 取締役会はその決議により、<u>社長1名を定め、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>②当会社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議をもって選任する。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u>この場合には、株主または代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社へ提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>②取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日から3日前にその通知を発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p><u>②取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日から3日前にその通知を発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第21条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、<u>その取締役の過半数でこれを行う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、<u>議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬は、株主総会において定める。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会において定める。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の定員および選任方法)</p> <p>第24条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">②監査役の選任の決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p style="text-align: center;">(監査役の任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査役)</p> <p>第26条 監査役はその互選により、常勤の監査役1名以上を置くものとする。</p> <p style="text-align: center;">(監査役会の招集通知)</p> <p>第27条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から3日前にその通知を発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(監査役会の決議)</p> <p>第28条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数でこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">(監査役会の議事録)</p> <p>第29条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(監査役の報酬)</p> <p>第30条 監査役の報酬は、株主総会において定める。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (員数および選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。</p>

現行定款	定款変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章 計 算</u></p> <p>(営業年度)</p> <p><u>第31条 当社の営業年度は毎年1月1日からその年の12月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p><u>第32条 利益配当金は、毎営業年度末の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第33条 当社は取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第34条 利益配当金または中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第41条 当社の事業年度は、毎年1月1日からその年の12月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上